

## 福井県農地・水・環境保全向上対策事業 評価委員会開催要領

### 1 目的

農地・水・環境保全向上対策事業は、農村の高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、農地や農業用水などの農業基盤の適切な保全管理が困難となってきた現状や、農村の自然環境や景観の保全等の県民の要請を受け、農業基盤や農村環境の良好な保全と質的向上を図るための地域住民等の参加した効果の高い共同活動と化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど地域でまとまって環境負荷を低減する高度な営農活動を支援するものである。

本事業の活動が県民の理解を得ながら、地域に定着し持続的に発展していくためには、定期的に活動内容の評価等を行い、適切な指導助言が必要である。

このため、評価委員会を開催し、本事業の適正な執行にあたるものとする。

### 2 評価委員会の検討事項

- 1) 農地・水・環境保全向上対策事業に係る事項
  - ア) 地域協議会が定める地域活動指針について
  - イ) 活動組織の活動の実施状況について
  - ウ) 活動組織の組織体制について
  - エ) 活動組織の優良事例について
- 2) その他、評価委員会の目的達成に必要な事項

### 3 評価委員会の構成等

- 1) 評価委員会は、10名以内で構成し、次の区分により委員を選出する。
  - ア) 学識経験者
  - イ) 農業関係者
  - ウ) 消費者
  - エ) マスコミ
  - オ) NPO等
- 2) 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3) 評価委員会の開催期間は、農地・水・環境保全向上対策事業の実施期間中とする。
- 4) 評価委員会は、必要に応じ農林水産部長が召集する。
- 5) 委員の任期は、5年間とするが、やむを得ない場合はその限りでない。

### 4 事務

評価委員会の事務は、福井県農林水産部食の安全安心課および農村振興課において行う。

### 5 その他

この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要領は平成20年 1月31日から施行する。

福井県農地・水・環境保全向上対策事業 評価委員会 名簿

学識経験者	月原 敏博	福井大学教育地域科学部 教授
農業関係者	帰山 幸子	指導農業士 認定農業者
消費者	帰山 順子	ふくい暮らしの研究所 事務局長
報道関係	青山 直弘	福井新聞社総務部長
NPO等	長谷川 巖	水辺と生き物を守る農家と市民の会 顧問
	大瀧 宏之	旬菜.com ネット事務局長